



# 島根県報

平成27年7月10日（金）

第2,715号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 3

**【公 告】**

島根県職員宿舎に設置するシャワー付き便座の調達に係る提案競技の実施 (管 財 課) 3

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 7

**【特定調達公告】**

「ご縁の国しまね」プロモーション企画制作運営業務に係る随意契約の相手方等 (観 光 振 興 課) 8

**【正 誤】**

平成26年4月8日付け島根県報号外第70号中 (総 務 課) 8

平成26年4月25日付け島根県報第2,591号中 ( " ) 8

平成27年3月20日付け島根県報号外第46号中 ( " ) 8

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第51号）

## 1 規則の概要

(1) 次の表の区分欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）

区 分	償還期間	据置期間
山村振興計画に従って森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要な資金	12年以内	5年以内

(2) (1)の資金を借り入れる場合について、東日本大震災により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について損害を受けたこと又は売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長等から受けたものが貸付金の貸付けを受ける場合における償還期間及び据置期間の特例を定めることとした。（第6条の2関係）

(3) (1)の資金を借り入れる場合においては、認定申請書に山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する「産業振興施策促進事項」及び「森林資源活用型地域活性化事業について」並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付することとした。（様式第1号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第51号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

(8) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が、同法第8条の6第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

第6条の2中「同条第2項第7号」の次に「及び第8号」を加える。

様式第1号中「10 注4から注9までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」を

「10 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第

1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する「産業振興施策促進事

項」及び「森林資源活用型地域活性化事業について」並びに当該計画に係る県の同意文

書の写しを添付すること。

11 注4から注10までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サ

ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年 7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 おっちラボ	訪問看護	訪問看護ステーション	雲南市三刀屋町三刀屋1065	平成27年 7月 1日
	介護予防訪問看護	コミケア		

### 島根県告示第510号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成27年7月10日から施行する。

平成27年 7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「第411号及び第612号」を「第311号、第411号、第612号及び第811号」に改め、表浜田市の項中「及び第414号」を「、第414号及び第416号」に改める。

## 公 告

島根県職員宿舎に設置するシャワー付き便座の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成27年 7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 提案競技に付する事項

##### (1) 名称

島根県職員宿舎に設置するシャワー付き便座の調達

##### (2) 入札案件の仕様等

別に定める「島根県職員宿舎に設置するシャワー付き便座の調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

##### (3) 賃貸借期間

平成28年 3月 1日（火）から平成32年 9月30日（水）まで

##### (4) 設置期限

平成28年 2月29日（月）

##### (5) 設置場所

仕様書による。

##### (6) 提案価格の上限額

199,650,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

月支払上限額 3,630,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

#### 2 提案競技参加資格

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

##### (1) 単独企業の資格要件

ア 法人格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- カ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、5の(2)のアの提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- コ 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14 借入品」中分類「(6) 電気通信機器」又は「(9) その他」に登録されている者であること。
- サ 共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
- (ア) 目的
  - (イ) 企業体の名称
  - (ロ) 構成員の住所及び名称
  - (ハ) 代表者の名称
  - (ニ) 代表者の権限
  - (ホ) 構成員の出資割合
  - (ヘ) 構成員の責任
  - (フ) 取引金融機関
  - (ク) 決算
  - (ケ) 利益金の配当の割合
  - (コ) 欠損金の負担の割合
  - (サ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
  - (セ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
  - (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
  - (ヅ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからコまでに該当すること。
- エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

## (1) 配布場所

島根県総務部管財課管理調整グループ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階）

## (2) 配布期間

平成27年7月13日（月）から同月24日（金）までの間（閉庁日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、平成27年7月24日（金）は、午前9時から正午までとする。

## (3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

## (4) 提案競技説明会の開催日時及び場所

## ア 開催日時

平成27年7月28日（火）午後2時

## イ 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 講堂

## (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5683、5336

ファクシミリ 0852-22-6171

## 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

## (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

## (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

## (3) 財務諸表（5の(2)のアの提出期限日から直前3年間分） 1部（共同企業体の場合は、構成員全ての財務諸表を各1部）

## (4) 協定書の写し（共同企業体の場合に限る。） 1部

## (5) 担当者届 1部

## (6) 提案書提出書 1部

## (7) 提案書 7部

## (8) 関係業者一覧 7部

## (9) 設置器具届 7部

## (10) 見積書 1部

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## (1) 提出方法

郵送又は持参による。

## (2) 提出期限

ア 4の(1)から(5)までの書類については、平成27年8月20日（木）午後5時まで（郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(6)から(10)までの書類については、平成27年9月8日（火）午後1時まで（郵送の場合は、書留とし、同日午後1時までに必着のこと。）

## (3) 提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課管理調整グループ

電話 0852-22-5042

ファクシミリ 0852-22-6037

電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp

#### 6 提案競技に係る質問書について

質問は、平成27年8月7日（金）午後5時までに質問書を電子メールにより提出すること。

- (1) 提出先 5の(3)に同じ。
- (2) 質問に対する回答は、平成27年8月17日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

#### 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成27年8月26日（水）付けで、郵送にて通知する。

#### 8 選定方法

- (1) 島根県職員宿舎に設置するシャワー付き便座の調達提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
  - ア シャワー付き便座の機能及びコストパフォーマンス
  - イ 施工方法及び施工計画
  - ウ 賃貸借及び維持管理の内容
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより5者程度を選出し、ヒアリングを実施する。
- (5) ヒアリングの日程については、平成27年9月15日（火）を予定しているが、実施日時等については該当事者にのみ別途通知する。
  - ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
  - イ 審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対する異議申立ては、受け付けない。

#### 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 10 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出後の書類の追加又は修正には、応じない。

(2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Title : Procurement of the installation of bathroom with shower in Shimane Prefectural Government Worker Lodging building

(2) Period of Lease : From Tuesday March 1, 2016 to Wednesday September 30, 2020

(3) Time limit for Installation : Monday February 29, 2016

(4) Deadline for submission of proposal documents : Tuesday September 8, 2015

(5) Contact information and address for inquiries : C/O Shimane Prefectural Government, Department of General Affairs, Property Division, 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan

Telephone : 0852-22-5042

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成27年7月1日から同年8月31日まで

3 作業地域

松江市

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

「ご縁の国しまね」プロモーション企画制作運營業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県商工労働部観光振興課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 4月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

護縁株式会社 代表取締役社長 錦織 貴美子

島根県出雲市平田町2110-25

株式会社LDH 代表取締役 五十嵐 広行

東京都目黒区東山1-2-2目黒東山スクエアビル4F

5 随意契約に係る契約金額

200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

**正 誤**

平成26年 4月 8日付け島根県報号外第70号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から2	【告 示】	【監査公表】

平成26年 4月25日付け島根県報第2,591号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から14	保安予定森林（2件）	保安林予定森林（2件）

平成27年 3月20日付け島根県報号外第46号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2から9まで	欄外	号外第45号	号外第46号